

箱根町公共サインガイドラインの策定について（2011.1.28 更新 竹村）

1 進め方

(1) できることをできるだけ早く実施する。

ア 公共サイン設置状況調査の実施 H22.6.17～H22.9.17 に実施済

イ 関所通りの交通規制サイン等の撤去を計画的に実施 H22.6.22 実施済

ウ 公共サイン設置状況調査報告書の作成

引き続き調査を継続している課の進捗状況を景観施策推進会議で確認し、調査終了後にとりまとめる。

エ 設置状況が悪いとされた看板の対応について

(ア) 緊急性を要するもの

各課の予算で対応を依頼

(イ) その他改修等が必要な公共サイン

次年度策定する公共サインガイドラインに沿って計画的に対応

(2) 景観施策推進会議等において、調査・研究を進める。 H22～H23

(3) 公共サインガイドラインの策定 H23.9 策定予定

2 箱根町公共サインガイドラインのコンセプト(案)

(1) 町の自然景観、街なみ景観に配慮する。

自然公園法における屋外広告物の審査基準である、緑・白・茶・黒の4色をベースとし、周囲の景観と調和するものとする。

(2) 誰にでも分かりやすいものとする。(高齢者、視覚障がい者、外国人等への対応)

ピクトグラムを活用、言語表記、色覚バリアフリーへの対応、文字の大きさ等について検討し、サインの利用対象者が誰でも理解できるものとする。

(3) 情報提供手段の側面からガイドラインの在り方について提示する。

公共サインは数ある情報提供の手段の1つであるので、公共サインで提供する情報を明確化するとともに、その他の情報提供手段である紙媒体やインターネットで補完をできるよう、その連携方法を思索する。

(4) 本ガイドラインの策定を、屋外広告物の調査・研究の一環として捉え、町としての屋外広告物の在り方について検討する。

現在、町では屋外広告物に係る法令について所掌しておらず、それらは自然公園法を所掌する環境省及び県屋外広告物条例を所掌する神奈川県小田原土木事務所に委ねている。しかしながら、今後は景観条例を施行した景観行政団体として、景観に大きな影響を与えると考えられる屋外広告物について、町で法令を所掌し、町としての屋外広告物の規制の在り方について考える必要がある。それら取組みの一環として町が先導的役割を果たすため、屋外広告物について調査・研究した上で、

ガイドラインを策定することとしたい。

また、景観施策推進会議における調査・研究の題材として観光案内看板を始め、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等のチェーン店の屋外広告物についても調査・研究し、それら成果をガイドラインの中で民間事業者へ提案していく。

3 ガイドラインに定めるべき事項

(1) 公共サインの定義

ア 案内看板

地区や地域、施設などの全体的な状況を地図等で示し、事物の所在や位置、現在地との位置関係などを確認するもの。

例...観光案内板、地域案内板、施設案内板

イ 誘導看板

目的の場所へ誘導することを目的とし、矢印等で示すもの。

例...観光地などへの誘導標、指定避難場所表示板

ウ 解説看板

事物の内容、歴史、操作方法などを解説するための機能をもつもの

例...文化財説明板、施設説明板

エ 注意看板

特定の場での規制、警戒等の注意喚起することを目的とするもの。

例...ポイ捨て禁止看板、駐車禁止標、禁煙標、立入禁止標、火気注意標

(2) ガイドラインの対象とすべき公共サイン

(3) 基準

ア 表示デザイン

(文字書体、色彩、デザイン、ピクトグラム、行スト、表示面積、高さ、向き)

イ 配置・整備

(構造、照明、位置)

ウ 表示内容

- (情報掲載基準、凡例、方位、スケール、多言語表示)
- エ エバーグリーンサイン
(外国人、車いす使用者、視覚障がい者、経路表示)
- オ 景観
(色彩、規模、集約化、事業者等への協力)
- (4) サインに替わる又は補完する方策(ツール)等の検討(地図、携帯サイト、パンフレット等)
- (5) 維持管理
各課で公共サイン設置状況調査票を利用し、必要に応じて管理していく。

4 留意すべき国等が定めるサインのガイドライン

- (1) 観光活性化標識ガイドライン(H17.6 国土交通省)
- (2) 公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン(H13.8 コロジウム・シティ財団)
- (3) 標準案内用図記号ガイドライン(H13.3 コロジウム・シティ財団)

5 留意すべき関連法規

- (1) 神奈川県屋外広告物条例
- (2) 自然公園法
- (3) 箱根町景観条例・計画
- (4) 道路構造令
- (5) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
- (6) 消防法

箱根町における公共サインの種類等について(設置状況調査より)

1 案内サイン

(1) 総設置数

743 個

(2) 傾向

半数以上は消防予防課管理の防火水槽及び消火栓看板であり、その他は総務課管理の避難所誘導・案内看板が多い。

(3) 設置例

防火水槽



ハイキングコース案内図



全町観光案内板



指導標及び湯坂路コース案内



金時公園トイレ 案内板



郷土資料館 施設案内



早雲公園 案内板



宮ノ下駐車場 説明板



さくら館 ともしびショップ案内板



湯本山崎暫定駐車場 配置案内



2 誘導サイン

(1) 総設置数

184 個

(2) 傾向

8割以上がハイキングコースにおける経路表示。その他は施設への誘導看板等。

(3) 設置例(設置状況調査から抜粋)

ハイキングコース誘導



さくら館 入口への誘導



ハイキングコース トイレへの誘導



小涌谷～千条の滝 注意喚起及び誘導



さくら館・宮城野温泉会館への誘導



ハイキングコース 誘導



ハイキングコース 順路表示



レイクアリーナ 公園管理事務所への誘導



レイクアリーナ 駐車場誘導



箱根湿生花園への誘導



社会教育センター 誘導



宮ノ下駐車場への誘導



3 解説サイン

(1) 総設置数

262 個

(2) 傾向

半数以上がごみ集積所の看板。その他では文化財等の解説看板が多い。

(3) 設置例(設置状況調査から抜粋)

ごみ集積所の説明	千条の滝 解説
----------	---------



浅間公園 野鳥等の解説看板	箱根旧街道 杉並木、石畳等の解説看板
---------------	--------------------



箱根旧街道 杉並木保護の解説板



箱根旧街道の解説板



チェンバレンの王堂文庫について解説（英語）



指定配水池説明



箱根の森小学校 定礎版



賽の河原 解説板



4 注意サイン

(1) 総設置数

43 個

(2) 傾向

ゴミのポイ捨て、犬の糞の

(3) 設置例 (設置状況調査から抜粋)

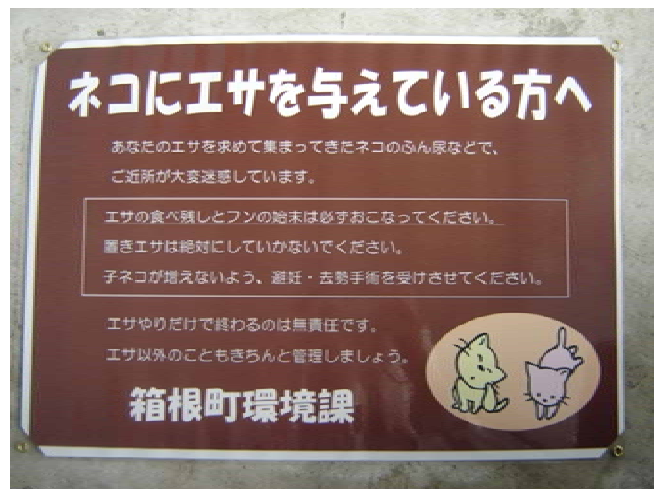
ポイ捨て禁止

ペットのフンの後始末 注意喚起



強羅板里 通り抜け禁止の注意喚起

ネコ等への節度あるエサやりの啓発のため



都市整備課管理 注意喚起 (仙石原公園)

写真 2 室外機の目隠し、店舗側面植栽部



ハイカーへの注意喚起



立ち入り禁止の注意喚起



箱根配湯槽 箱根ポンプ 立入禁止の注意喚起



立入禁止 注意喚起

